

# 学校の運動部活動運営方針

秋田県立秋田中央高等学校

## 1 方針

### (1) 活動時間について

- ① 平日は、長くとも2時間30分程度とする。
- ② 学校の休業日（学期中の週末および祝日等を含む）は、長くとも3時間30分程度とする。
- ③ 冬期間（降雪期）は、平日における活動時間の短縮を心がける。

### (2) 休養日（休止日）について

- ① 平日は、週あたり1日以上休養日を設ける。
- ② 週末は、月あたり2日以上休養日を設ける。
- ③ 定期考査1週間前から終了日前日までは、原則として休止日とする。ただし、高体連・高野連主催大会の前日等で、やむを得ず練習等を実施する場合は「許可願」を提出し、校長の許可を得る。
- ④ 学校閉庁日は、原則として休止日とする。

## 2 留意事項

- (1) 長期休業中は、学期中に準じた休養日を設ける。
- (2) 週末における練習試合等の活動時間についてはこの限りではないが、生徒や保護者の過度な負担とならないように配慮する。
- (3) 夏季および冬季休業中は、ある程度連続した休養日を設ける。
- (4) 長期休業期間中に学校で実施される講習（夏季講習、冬季講習等）および模擬試験に参加する（学業優先）。
- (5) 文化部等についても、同じ扱いとする。

## 3 部活動に係わる校舎管理について

- (1) 生徒の完全下校を、平日は19:00、土日祝日は18:00とする。ただし、顧問が立ち会う場合は20:00とする。
- (2) 部活動生徒は、18:30以降は教室等に立ち入らない。
- (3) 部活動生徒は、下校の際に部室やトイレの窓閉め、施錠、消灯をし、顧問はそれを確認すること。
- (4) 部活動生徒は、昇降口から登下校すること。また、体育館玄関の施錠は最後に退勤する顧問が確実にを行うこと。